

令和七年七月七日

大阪市西区北堀江一丁目一番四号

アスカオフィスサービス株式会社

代表取締役 杉本恵一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を十九億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月七日

掲載頁 五十三頁（号外第一〇一号）

右決算公告に係る訂正公告を令和七年六月十九日付官報三十二頁（第一四八九号）に掲載しております。

令和七年七月七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ハーモニー特定目的会社

取締役 チョン・チュン・カウ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十九億五千万円減少することいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月八日までに当社にご提出ください。

令和七年七月七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ハーモニー特定目的会社

取締役 チョン・チュン・カウ

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月七日

愛知県名古屋市中区市場木町三九〇番地

御幸毛織株式会社

御幸毛織株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 宮崎 喜幸

訂正公告

令和七年七月一日掲載の定款変更につき通知公告中、「代表取締役 河原田浩喜」とあるは「代表取締役 永田 嗣昭」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月七日

福島市新町七番二二号

株式会社福島県中央計算センター

代表取締役 永田 嗣昭

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第三十一期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「72,530」とあるは「80,799」、資産の部合計の金額「216,400」とあるは「224,668」、株主資本の金額「21,251」とあるは「29,519」、利益剰余金の金額「21,022」とあるは「12,753」、その他利益剰余金の金額「21,022」とあるは「12,753」、うち当期純損失の金額「23,946」とあるは「15,678」、負債及び純資産の部合計の金額「216,400」とあるは「224,668」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年七月七日

山梨県南都留郡西桂町下暮地三六七番地

富士アーク株式会社

代表取締役 小森 康伸

取消公告

令和七年五月七日（号外第一〇一号）掲載の当社の解散公告は取消します。

令和七年七月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三三号丸の内仲通りビル六階

Thor合同会社

清算人 山田 秀人

正 誤

ページ段 行 誤 正
令和七年七月二日（号外第五百一十一号）公布政
令第二百三十七号（地方自治法施行令等の一部を
改正する政令）

（印刷誤り）
四 上 五 八 行頭をそれぞれ一字下げる。
平成十八年十二月十九日（号外第二百八十四号）
文部科学省告示第四百十七号（文化財を登録有形
文化財に登録する件）

（原稿誤り）
八 上 表 中 名 称 陰 庵 蔭 庵
欄 中 一 六

平成三十年五月十日（号外第百号）文部科学省
告示第七十五号（文化財を登録文化財に登録する
件）

（原稿誤り）

三 下 表 中 所 在 新 富 町 一 新 富 一
地 欄 中 五

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、
税理士法第四十八条の二十一第二項において準用
する会社法第六百六十八条第一項の規定に基づき
総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従
い清算をいたしますので、この清算の方法に異議
のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以
内にお申し出下さい。

令和七年七月七日

名古屋市中区橘二丁目七番六号

税理士法人みらいサクセスパートナーズ

社員 宮川 真一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年八月二十五日をもって第二種
金融商品取引業を廃止することいたしました。
金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する
顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引
業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算
において当社が占有する財産の返還の方法につき
ましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要
とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規
定により公告いたします。